

船橋市工事成績評定評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、船橋市工事成績評定要領に基づく受注者からの説明請求に対する回答に関し、意見するものとする。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、次の者で組織する。

- (1) 建設局長
- (2) 検査主管部長
- (3) 当該工事主管部長
- (4) 検査主管課長
- (5) 当該工事総括監督員
- (6) 当該工事検査職員
- (7) 当該工事主任監督員
- (8) 当該工事監督員

2 委員長は、建設局長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、検査主管部長が職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、検査主管課が所掌する。

2 受注者に係わる事務は、当該工事主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。